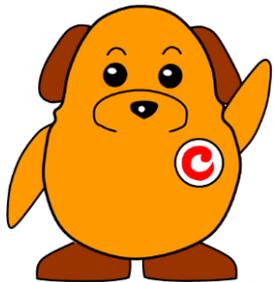


日英EPA原産地規則 輸入時の特惠関税利用の留意点



2021年1月
財務省・税関 EPA原産地センター

I. 日英EPAの原産地規則

II. 輸入通関時の手続

III. 事後確認

IV. よくあるご質問

I. 日英EPAの原産地規則 本日の説明項目

日英EPA 第3章 第A節 原産地規則 から、
原産品申告書への記載を要する事項と、
日EU・EPAと違いのある部分を、ご説明します。

- I-1. 原産品の要件（第3・2条）
- I-2. 累積（第3・5条）
- I-3. 許容限度（第3・6条）
- I-4. 変更の禁止（第3・10条）

I-1. 原産品の要件 (第3・2条)

- 日英EPA税率は、他方の締約国の「原産品」に対して適用される (日英EPA第2・8条1)。
- 協定上「原産品」と認められるのは、第3・2条に定められた以下の要件を満たす製品である。

原産品申告書に要記載

製品の生産がどこまで遡っても一の締約国で完結している。

A. 第3・3条に定めるところにより 完全に得られ、又は生産される製品

(第3・2条1(a))



(例) 英国において栽培され、収穫されたトマト (第3・3条1(a))

B. 他方の締約国の原産材料のみから生産される製品 (第3・2条1(b))

生産に直接使用される材料はすべて「原産品」だが、材料の材料に遡ると「非原産品」が使用されている。

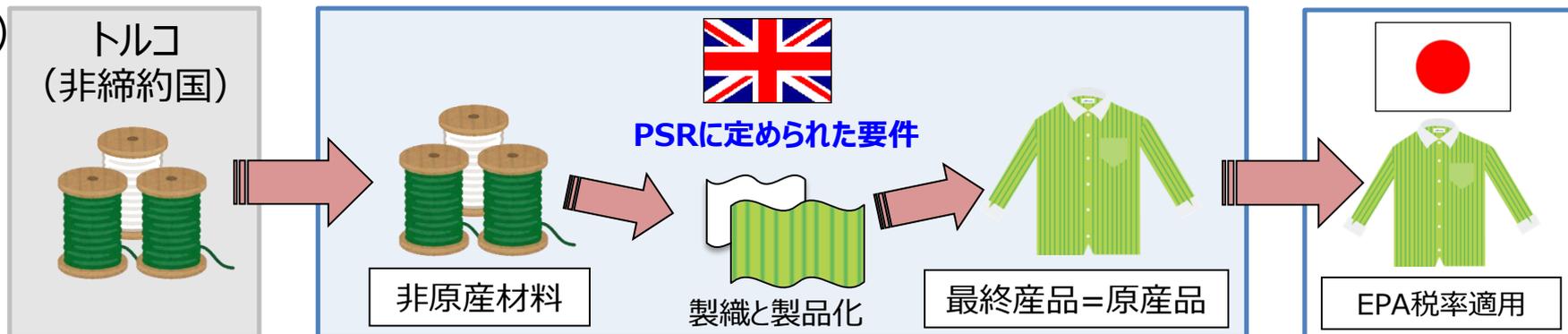
全ての一次材料が原産品。

一次材料に非原産品が使われている。

C. 品目別原産地規則 (PSR) を満たす製品 (第3・2条1(c))

非原産材料を使用して生産される製品であって、**附属書3-B「品目別原産地規則 (PSR) 」**に定められた要件を満たすもの。規則は品目分類番号 (HS番号) ごとに定められている。

(例)

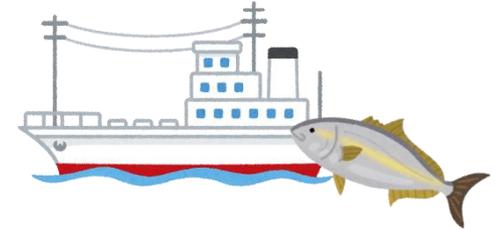


I-1. 原産品の要件 (第3・2条)

A. 第3・3条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品

👉 日EUとの違い

第3・3条 完全に得られる産品
「締約国の船舶」の要件の拡張



公海上で採捕される水産物については、「締約国の船舶」により得られるものが完全に得られ、又は生産される産品とされているところ、当該「締約国の船舶」と認められるための所有要件がEUに拡張された。

第3・3条2

1 (h)に規定する「締約国の船舶」又は1 (i) に規定する「締約国の工船」とは、それぞれ、次の全ての要件を満たす船舶又は工船をいう。

- (a) 当該締約国において登録されていること。
- (b) 当該締約国を旗国とすること。
- (c) 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - (i) 当該締約国又は欧州連合の1又は2以上の自然人が50パーセント以上の持分を所有していること。
 - (ii) 次の(A)及び(B)の要件を満たす1又は2以上の法人が所有していること。
 - (A) 当該締約国内又は欧州連合内に本店及び主たる営業所を有すること。
 - (B) 当該締約国又は欧州連合の自然人又は法人が50パーセント以上の持分を所有していること。

I-1. 原産品の要件（第3・2条）

C. 品目別原産地規則（PSR）を満たす産品

附属書3-B 品目別原産地規則（PSR）の基準3類型

原産品申告書に要記載

1. 関税分類の変更の基準

非原産材料の関税分類番号と、その材料から生産される産品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、原産品と認めるという基準。

(例) HS第11.01項	CC	※HS番号 上2桁 (類) の変更
HS第12.01項	CTH	※HS番号 上4桁 (項) の変更
HS第2103.90号	CTSH	※HS番号 上6桁 (号) の変更

2. 非原産材料の最大限の割合又は最小限の域内原産割合の基準（価額に基づくもの）

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に、原産品と認めるという基準。

(例) HS第92.01項-第92.09項
MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)

3. 特定の生産工程の基準

締約国で、非原産材料に特定の生産工程（例えば、化学反応、蒸留、精製等）が施されれば、原産品と認めるという基準。

(例) HS第62.05項
製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は
なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）（後略）

C. 品目別原産地規則 (PSR) を満たす産品

👉 日EUとの違い

一部のHS番号にかかる
品目別原産地規則の変更 (緩和)

- 一部の品目別原産地規則 (PSR) が、日EU・EPAの規則に比べ緩和されている。
- 右表以外のHS番号にかかる品目別規則は日EU・EPAから変更なし。

日EU・EPAの規則と異なるHS番号 (4桁)

11.01, 11.04
16.02
17.04
19.01, 19.02, 19.04, 19.05
21.01
23.09
59.01-59.04, 59.09-59.11
61.01-61.17
62.01-62.17
84.12, 84.14-84.15,
84.56-84.65
85.02, 85.25-85.27
87.01, 87.06



右表の品目分類番号の産品
を扱っている場合、
品目別原産地規則の確認を
お勧めします。

I - 1. 原産品の要件 (第3・2条)

C. 品目別原産地規則 (PSR) を満たす産品

関連規定 : 十分な変更とはみなされない作業又は加工 (第3・4条)

締約国内における作業によって 品目別規則を満たすことになったとしても、その作業が単純なものである場合は、産品の原産資格を認めないとする規定。

第3・4条

1. 第3・2条 1 (c)の規定にかかわらず、締約国における産品の生産において、非原産材料に対して次に掲げる一又は二以上の工程のみが行われる場合には、当該産品は、当該締約国の原産品としてはならない。
 - (a) 輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保つことを確保することのみを目的とする保存のための工程 (乾燥、冷凍、塩水漬け等) その他これに類する工程
 - (b) 改装
 - (c) 仕分
(中略)
 - (n) 産品の単純な混合 (注) (異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。)
注 この条の規定の適用上、産品の単純な混合には、砂糖の混合を含む。
 - (o) 単に水を加えること、希釈、脱水又は産品の変性 (注)
注 この条の規定の適用上、変性には、特に、毒性を有する物質又はひどい味の物質の 添加による食用に適しない産品の製造を含む。
 - (p) 完成した物品若しくは統一システムの解釈に関する通則 2 (a)の規定に従って完成したものとして分類される物品とするための部品の単純な収集若しくは組立て又は産品の部品への分解
 - (q) 動物のとさつ
2. 1の規定の適用上、1に規定する工程を行うため専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合には、当該工程は、単純な工程とする。

I-2 累積 (第3・5条)

一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産材料や生産行為とみなし、
製品の原産性の判断の際に考慮することができるとする規定

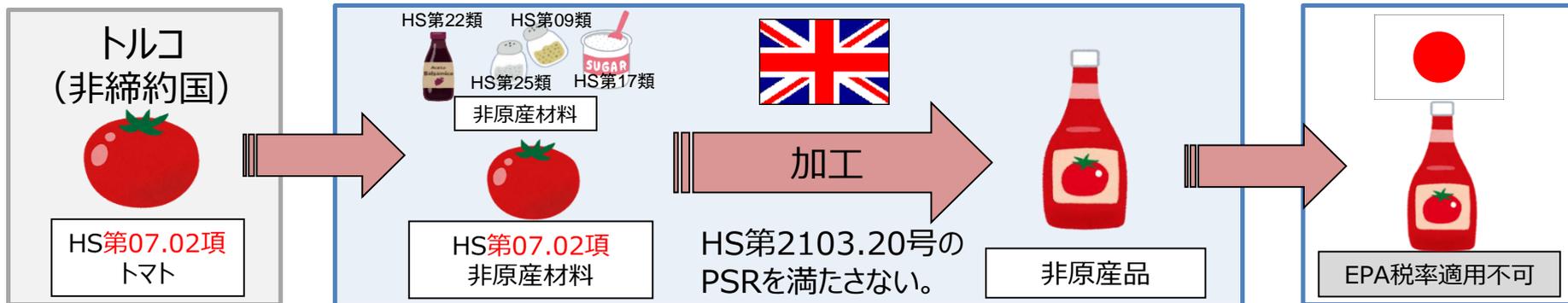
原産品の資格を獲得しやすくなる。

原産品申告書に要記載

日本の原産品を英国の**原産材料**とみなす例 (第3・5条1) : トマトケチャップ (HS第2103.20号)

日英EPA PSR HS第2103.20号 = CC (第07.02項及び第20.02項の材料からの変更を除く。)

➤ 累積が使えない場合...



➤ 累積を使うと...

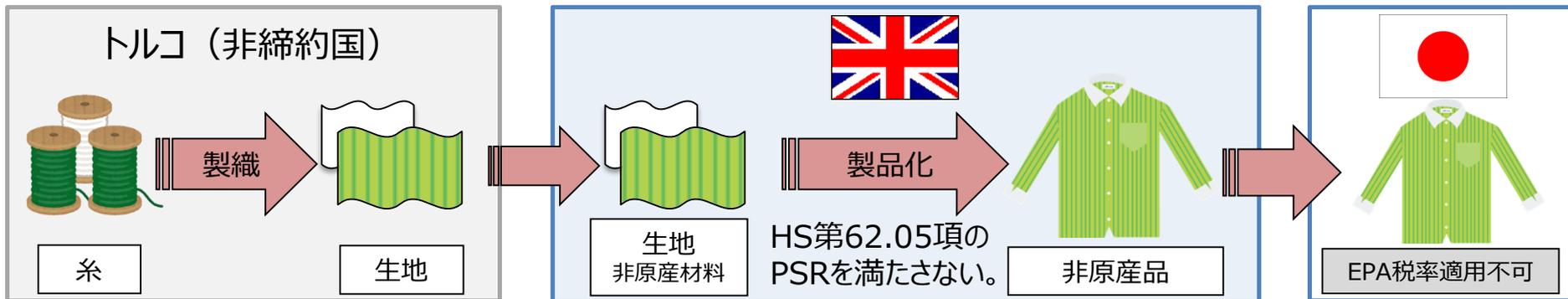


I-2 累積 (第3.5条)

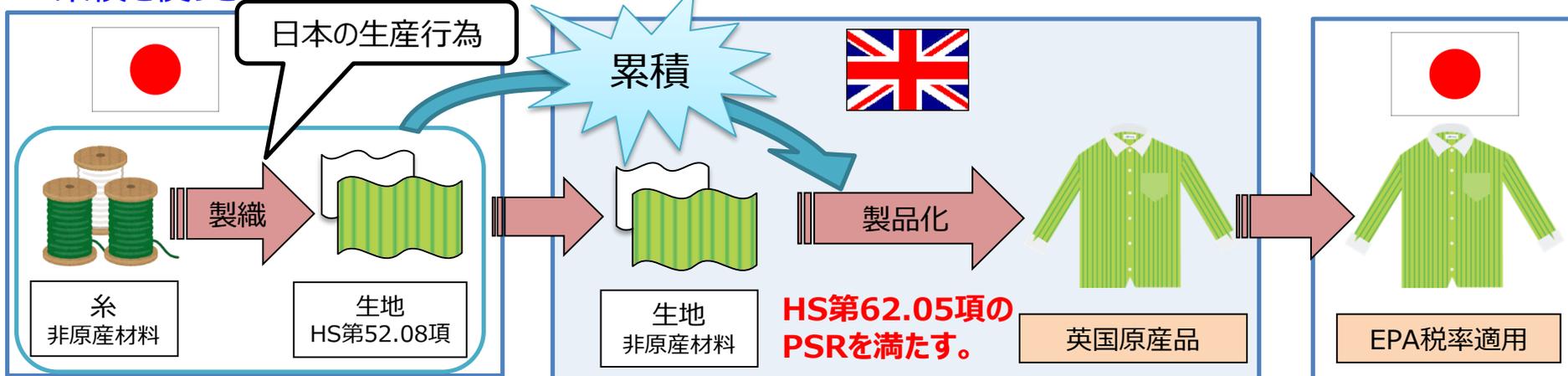
日本の生産行為を英国の生産行為とみなす例 (第3.5条3) : 男性用シャツ (HS第62.05項)

日英EPA PSR HS第62.05項 = 製織と製品にすること (布の裁断を含む。) との組合せ (後略)

▶ 累積が使えない場合...



▶ 累積を使うと...



※ 他方の締約国で行われた生産が第3.4条1(a)から(q) (8頁参照) までに規定する一又は二以上の工程の水準を超えない場合には、累積の規定は適用されない。(第3.5条5)

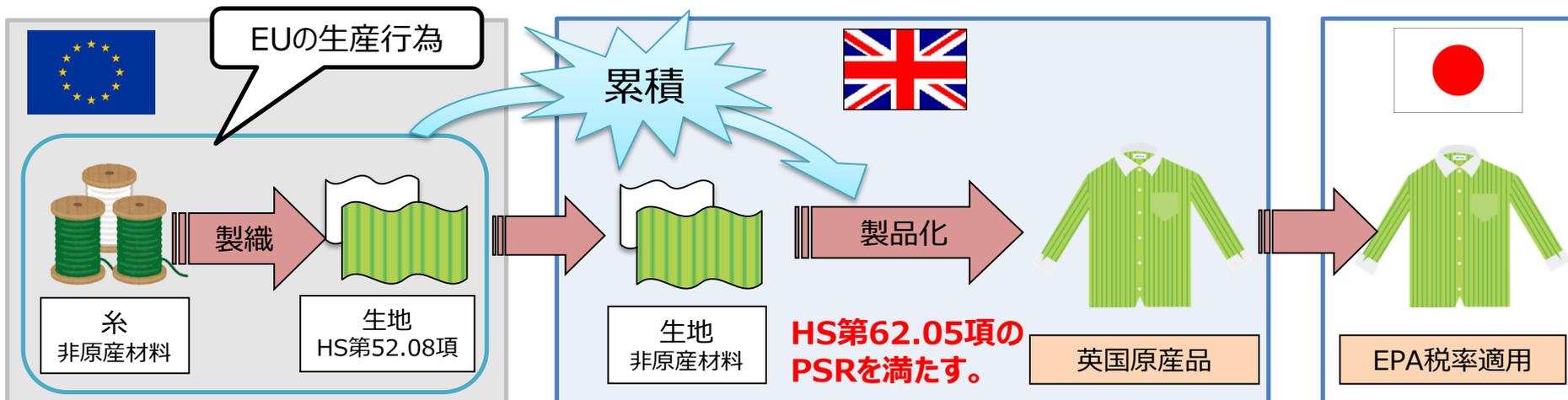
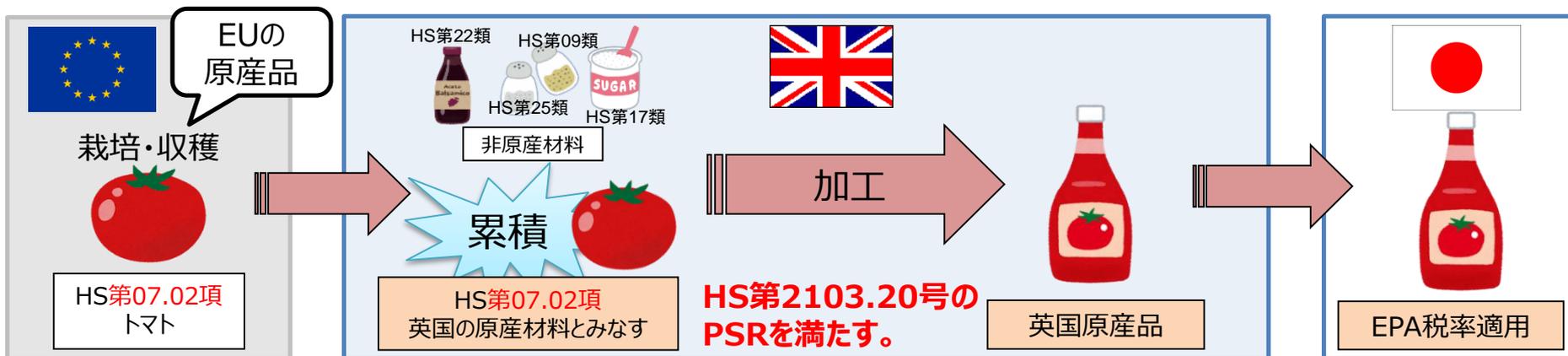
※ 生産行為の累積を適用して原産地に関する申告を作成する輸出者は、附属書3-Dに掲げる情報を供給者から入手しなければならない。(第3.5条7)

I-2 累積 (第3・5条)

日EUとの違い EU拡張累積の採用 (第3・5条2及び4)

非締約国であるEUの原産品や生産行為を締約国の原産材料や生産行為とみなし、
製品の原産性の判断の際に考慮することができる「EU拡張累積」が採用された。

EU拡張累積を使うと...



I-2 累積 (第3・5条)

EU拡張累積の適用には、以下の条件がある。

条件1
日EU・EPAのEU側の地理的適用範囲であること。
ただし、セウタ及びメリリヤを除く。

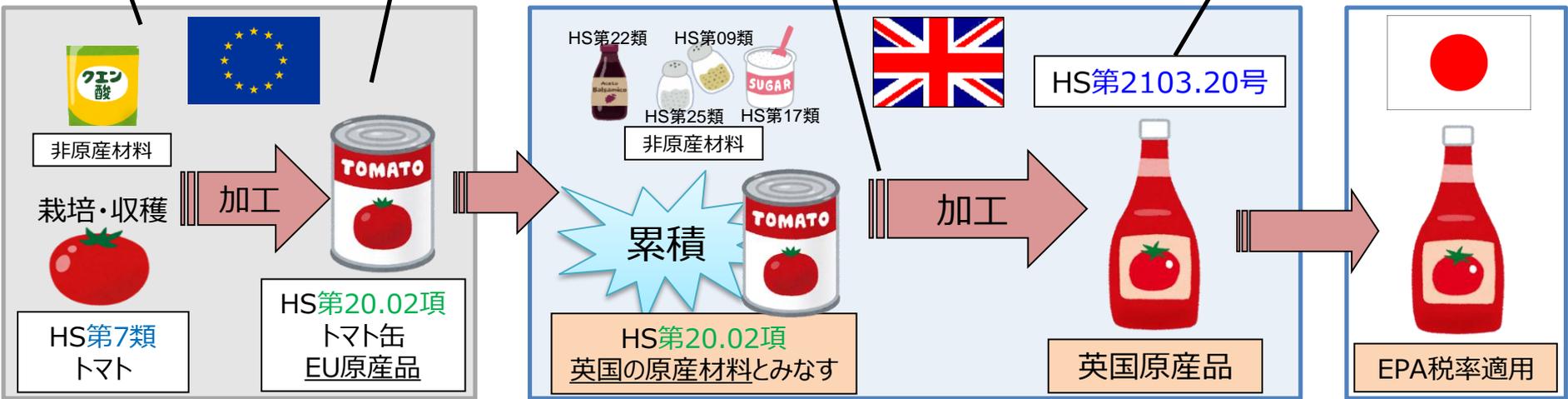
条件2
「EUの原産品」「EUの生産行為」は
日英EPAの原産地規則で判断すること。
日EU・EPAではない。

日英EPA PSR HS第20.02項 =
生産において使用される第7類の全ての材料が
締約国において完全に得られるものであること。

(例) トマトケチャップ (HS第2103.20号)
日英EPA PSR HS第2103.20号 =
CC (第07.02項及び第20.02項の材料からの変更を除く)

条件3
締約国において、「十分な変更とはみなされない作業
又は加工」(8頁参照)を超える水準の工程が行われ
ること(締約国間の累積と同様)。

条件4
附属書3-C (次頁参照)に特定されている
製品の生産に使用される材料であること。



I - 2 累積（第3・5条）

附属書3-C EU拡張累積の適用は以下の產品に限定される。
※最終產品。材料の制限ではない。



- (a) 第2類から第4類;
- (b) 第06.04項;
- (c) 第7類及び第8類;
- (d) 第09.01項から第09.04項及び
第09.07項から第09.10項;
- (e) 第10.01項から第10.03項及び
第10.05項から第10.08項;
- (f) 第11.02項、第11.03項及び
第11.05項から第11.09項;
- (g) 第12.02項、第12.08項及び
第12.10項から第12.14項;
- (h) 第13類及び第14類;
- (i) 第15.01項、第15.03項から第15.08項
及び第15.11項から第15.22項;
- (j) 第16.01項及び第16.03項から第16.05項;
- (k) 第17.01項から第17.03項;
- (l) 第18.03項、第18.05項及び第18.06項;
- (m) 第19.03項;
- (n) 第20類;
- (o) 第21.02項から第21.06項;
- (p) 第22類;
- (q) 第23.01項;
- (r) 第24.02項及び第24.03項;
- (s) 第25類から第43類;
- (t) 第44.03項から第44.05項及び
第44.07項から第44.21項;
- (u) 第45類から第49類;
- (v) 第50.01項及び第50.04項から第50.07項;
- (w) 第51.04項から第51.13項;
- (x) 第52.04項から第52.12項;
- (y) 第53.03項から第53.11項;
- (z) 第54類から第97類

I-3 許容限度 (第3・6条)

品目別原産地規則を満たさない非原産材料を使用している場合、その使用が僅かな場合には、その産品を締約国の原産品と認める規定。

原産品の資格を獲得しやすくなる。

原産品申告書に要記載

第3.6条

1 産品の生産において使用される非原産材料が附属書3-Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該産品は、締約国の原産品とみなす。

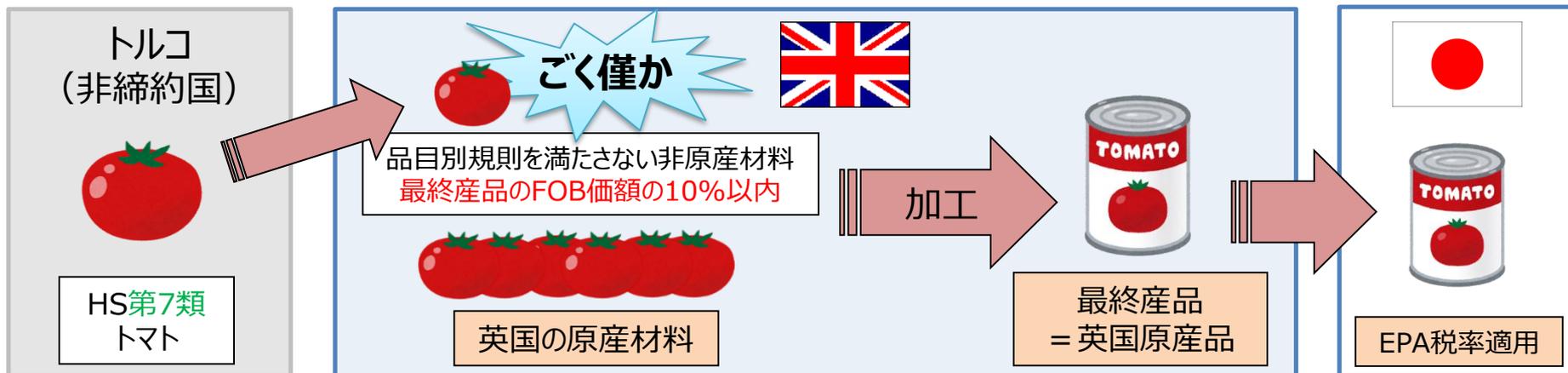
(a) 統一システムの第1類から第49類まで又は第64類から第97類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の10パーセントを超えないとき。

第3・6条1(a)は、
第50類から第63類の繊維製品以外の許容限度

(例) トマトの缶詰 (HS第20.02項)

日英EPA PSR HS第20.02項 =

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。



※ 第3・6条3 1の規定は、第3・3条に規定する締約国において完全に得られる産品については、適用しない。附属書3-Bの規定が産品の生産において使用される材料が完全に得られる産品であることを要求する場合には、1及び2の規定を適用する。

I-3 許容限度（第3・6条）

繊維及び繊維製品の許容限度

第3.6条1

(b) 統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品については、附属書3-A注釈6から注釈8までに定める許容限度が適用される時。

附属書3-A 注釈7-2	2以上の基本的な紡織用繊維（注釈7-1で定義）を含む製品について、非原産である基本的な紡織用繊維を、製品全体の基本的な紡織用繊維の 重量 10%まで使用可
附属書3-A 注釈8-1	非原産である紡織用繊維（製品が該当する項以外の項に分類されるもの。裏地及び芯地を除く）を、製品全体の 価額 8%まで使用可

👉 日EUとの違い 関税分類を決定する構成部分（日EU・EPAより緩和）

附属書3-A 注釈8-2	第61類から第63類までの製品は、「 関税分類を決定する構成部分 」のみがPSRの「 関税分類の変更の基準 」又は「 生産工程の基準 」を満たせばよい
-----------------	--

→ 第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料（金属ボタン等）のみならず、「関税分類を決定する構成部分」に当たらなければ、当該非原産材料は品目別原産地規則を満たすか否か考慮しなくてよい。

※ 注釈7-2から注釈7-4及び注釈8-1に規定する許容限度を適用する場合は、「関税分類を決定する構成部分」のみならず、製品全体を考慮する。

※ PSRのうち「非原産材料の最大限の割合の基準」については、非原産材料の価額の算出に当たって、製品全体を考慮する（注釈8-3）。

I-3 許容限度（第3・6条）

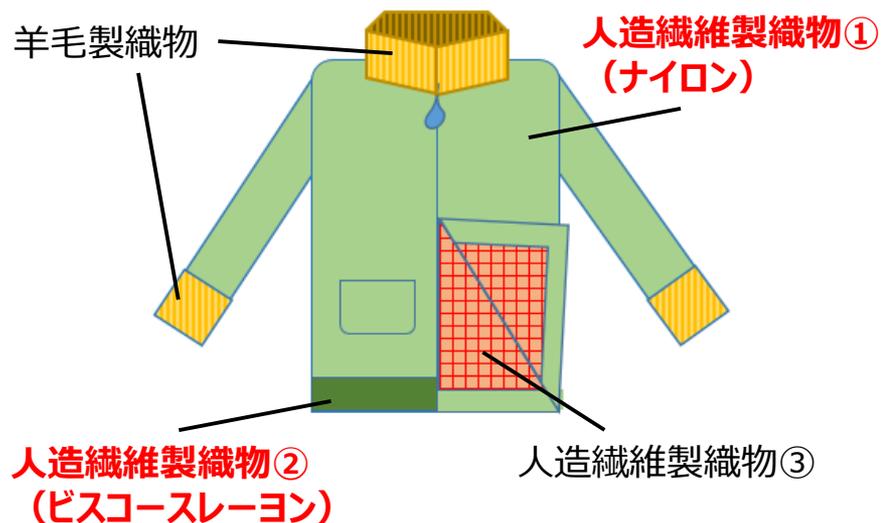
「関税分類を決定する構成部分」について

原産地規則解釈例規 第2章（第11部関連）

第61類～63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、**製品の表側の生地**（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）**に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分**とする。この場合において、**産品が属する号（HS 6桁）に規定する材料から成る部分**の面積の合計を、**一の構成部分**の面積として考慮する。

（例）女子用のオーバーコート



本品の関税分類：第6202.13号
（女子用のオーバーコート（人造繊維製のもの））

62.02	女子用のオーバーコート、カーコート…
(6202.1)	—オーバーコート、レインコート、…
6202.13	— — 人造繊維製のもの

製品の表側の生地であって、産品が属する号に規定する材料、すなわち「**人造繊維製織物**」である①及び②が「**関税分類を決定する構成部分**」。

裏側の生地である③や、人造繊維製ではない羊毛製織物は含まれない。

I-4 変更の禁止（第3・10条）

一方の締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかを判断する基準（積送基準）。

- 原産品には、輸出後、輸入申告前に、変更、何らかの改変並びに以下の工程以外の工程を行ってはならない。
 - 当該原産品を良好な状態に保存するために必要な工程
 - マーク、ラベル、封印その他書類を付し、又は施す工程（輸入締約国の特定の国内的な要件の遵守を確保するためのもの）
- 第三国における製品の蔵置又は展示は、税関の管理下に置かれていることを条件として行うことができる。
- 第三国における貨物の分割は、輸出者によって又は輸出者の責任の下で行われる場合には、当該貨物が第三国の税関の管理下に置かれていることを条件として、行うことができる。



第三国を経由する場合、貨物が原産品の資格を失わないためには、税関の管理下に置かれていなくてはならず、かつ、貨物に第3・10条で許容される工程以外の工程を行ってはならない。

※ 日EU・EPAの「変更の禁止」も同内容。EUから輸出された貨物が英国経由で日本に運送される場合、英国は第三国となるため、EU原産品の資格を失わないためには、上記の条件を満たさなければならない。

I. 日英EPAの原産地規則

II. 輸入通関時の手続

III. 事後確認

IV. よくあるご質問

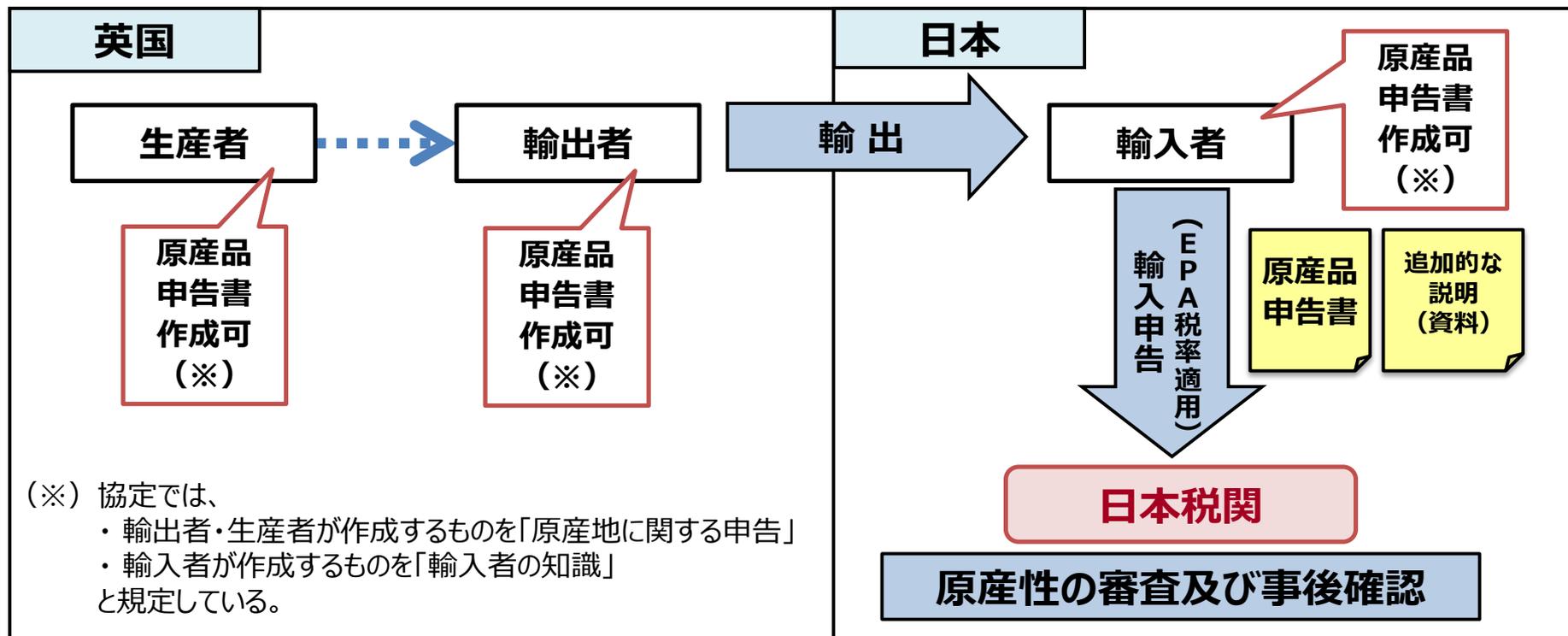
II. 輸入通関時の手続 本日の説明項目

日英EPA 第3章 第B節 原産地手続 について、
日本の輸入申告時に必要な手続をご説明します。

- II-1. 関税上の特惠待遇の要求 (第3・16条)
- II-2. 日本輸入時の原産地手続
- II-3. 輸出者自己申告 (第3・17条)
- II-4. 輸入者自己申告 (第3・18条)
- II-5. 原産品であることに係る追加的な説明 (資料) (第3・16条3)
- II-6. その他の提出書類 運送要件証明書

Ⅱ-1 関税上の特惠待遇の要求（第3・16条）

- 日英EPAでは自己申告制度のみが採用されている。
- **輸出者（生産者を含む）** 又は**輸入者**が作成した**原産品申告書**に基づいて、輸入者が輸入締約国に対して関税上の特惠待遇を要求することができる。
- 輸出者（生産者を含む）が作成する原産品申告書については、様式が協定上規定されている（附属書3-E）。輸入者が作成する原産品申告書については、様式は定められていない。
- 税関は、輸入申告時に原産品であることに係る追加的な説明（資料）の提出を求めることができる。



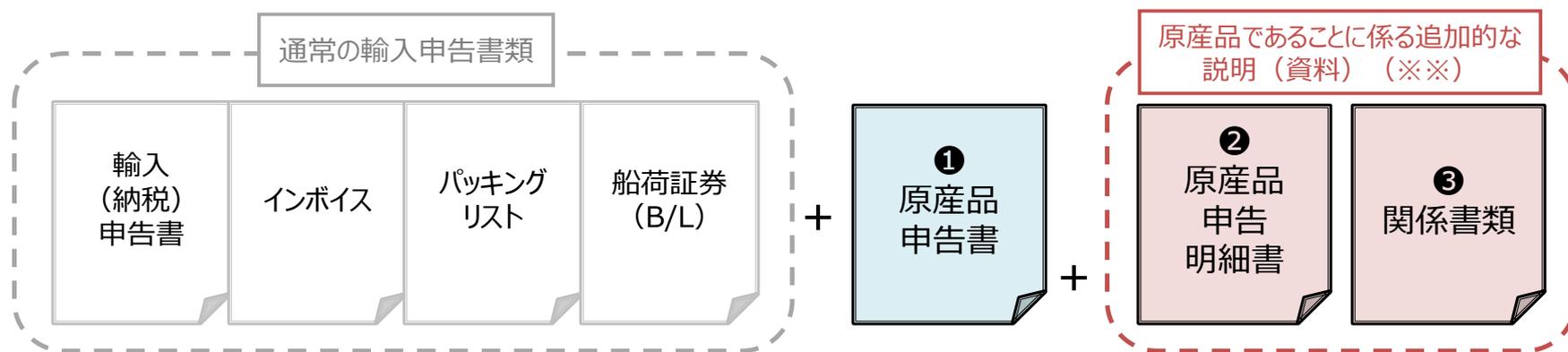
Ⅱ-2 日本輸入時の原産地手続

- 日英EPA上の特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として以下の書類の提出が必要になる。

- ❶ 原産品申告書（輸出者（生産者を含む）作成 or 輸入者作成）
 - ❷ 原産品申告明細書
 - ❸ 関係書類
- } 原産品であることに係る追加的な説明（資料）（※）

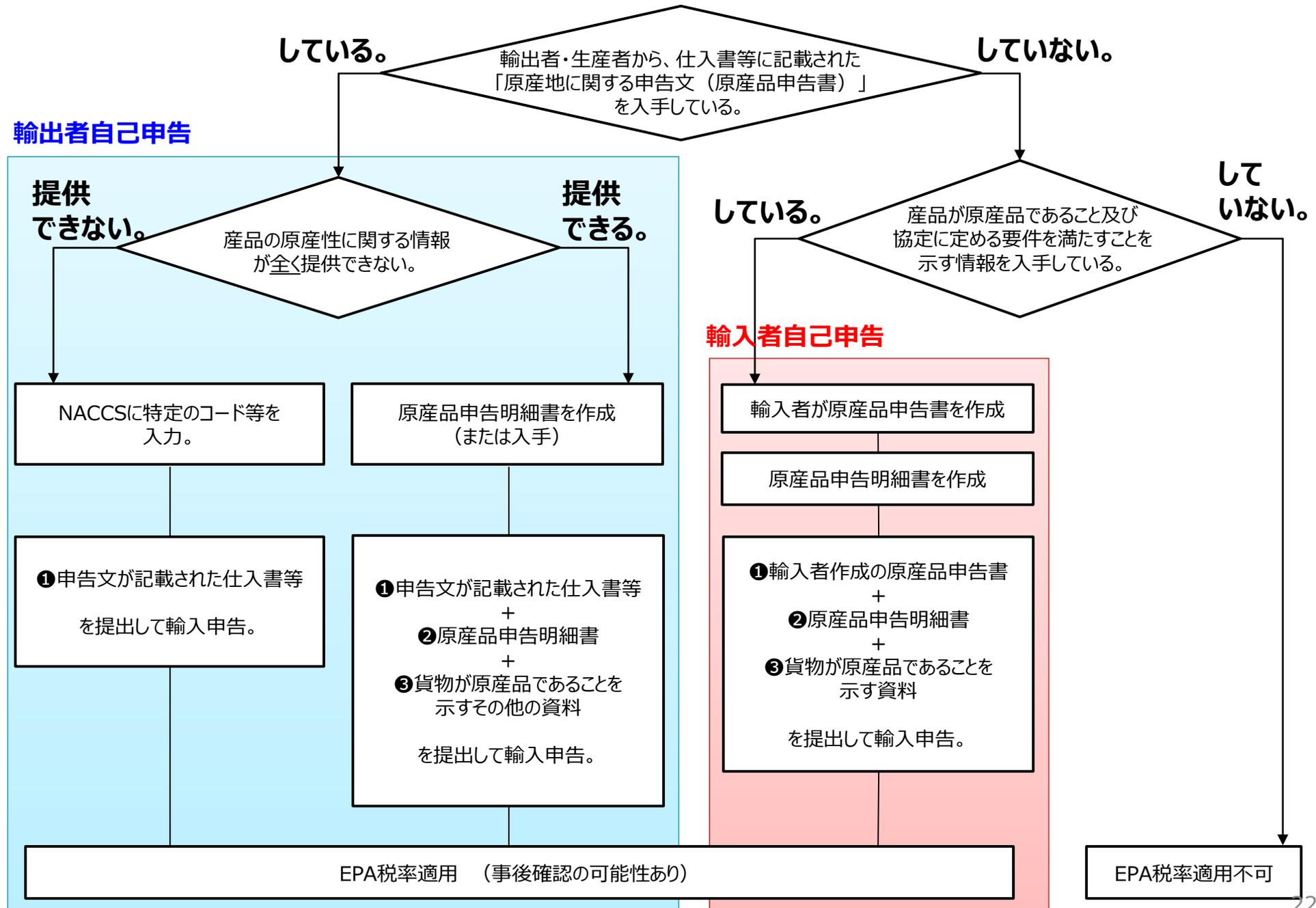
（※）輸出者・生産者自己申告の場合、提出できない場合に省略が可能。
→28頁参照

- NACCSを利用して電子的に提出することが可能。
- 輸入者作成の原産品申告書及び原産品申告明細書は任意の様式で作成可能。税関HPに様式見本を掲載。
- 提出書類のイメージ



※※ 事前教示を取得している場合又は「完全に得られ、又は生産される産品」の場合は提出省略可能。

Ⅱ-2 日本輸入時の原産地手続



Ⅱ-3 輸出者自己申告（第3・17条）

輸出者自己申告の原産品申告書（提出書類①-1）

- 輸出者（生産者を含む）が作成する原産品申告書は、仕入書等の商業上の文書に、協定附属書3-Eに定められた以下の申告文を記載する。日本語又は英語で作成可能。
- 日本での輸入申告においては、課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略可能。
- 輸出者・生産者は、締約国（日本又は英国）に所在する者でなければならない。
（注）EUに所在する者は自己申告できない。

(Period : from.....to) ※1

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No^{※2}.....) declares that, except where otherwise clearly indicated, **these products are of Preferential origin.**

(Origin criteria used) ※3

「the United Kingdom」（英国）を記載。
日EU・EPAとは異なります。

.....
(Place and date) ※4

.....
(Printed name of the exporter)

※1 同一の原産品が2回以上輸送される場合の期間（12か月以内）

※2 英国の輸出者・生産者は、**EORI番号**を記載する。番号を有していない場合は空欄とすることができる。

※3 A:完全に得られ、又は生産される産品、B:他方の締約国の原産材料のみから生産される産品、C:品目別原産地規則（PSR）を満たす産品、（1:関税分類の変更の基準、2:非原産材料の最大限の割合又は最小限の域内原産割合の基準、3:特定の生産工程の基準）D:累積、E:許容限度

※4 場所及び日付の情報が申告文を記載するインボイス等の文書自体に含まれる場合は省略可能。

Ⅱ-3 輸出者自己申告（第3・17条）

輸出者自己申告の原産品申告書 日本語版

（期間：.....から.....まで）

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参照番号.....）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特惠に係る原産地であることを申告する。

（用いられた原産性の基準）

.....
（場所及び日付）

.....
（輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの））
.....

輸出者自己申告の原産品申告書 有効期限

	1回限りの輸送 (Single shipment)	複数回の輸送 (Multiple shipments)
日本への輸入	作成日から12か月	作成日から12か月
英国への輸入	2年間（英国国内法で規定）	作成日から12か月

※ 日本への輸入については日EU・EPAと同じ。

Ⅱ - 4 輸入者自己申告（第3・18条）

輸入者自己申告の原産品申告書（提出書類①-2）

- 輸入者による自己申告については、協定上特定の様式は定められていない。
- 税関HPに掲載する様式見本のほか、下記記載事項を記載した任意様式の使用も可能。
- 通関業者が作成することも可能。
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略可能。

原産品申告書			
<small>（包括的な経済上の圏に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定） 本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。</small>			
1. 輸出者の氏名又は名称及び住所			
No.	2. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号（6桁、 HS 2017）	4. 適用する原産性の基準（A、B、C（の場合1、2、3） 適用するその他の原産性の基準（D、E）
（様式見本）			
5. 包括的な期間（同一の産品が2回以上輸入される場合の期間）			
6. その他の特記事項			
7. 以上のとおり、2. に記載する産品は、包括的な経済上の圏に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく英国の原産品であることを申告します。			
作成年月日 作成者の氏名又は名称 作成者の住所又は居所 代理人の氏名又は名称 代理人の住所又は居所			

（1）記載事項

- 輸出者の氏名又は名称及び住所
- 製品の概要（品名、仕入書の番号等）
- 関税分類番号（6桁、HS2017年版）
- 適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準
- 原産品申告書の作成年月日、作成者の情報
- その他の特記事項

（2）様式、使用言語

- 様式は任意
- 日本語又は英語により作成

様式は任意

原産品申告明細書（提出書類②）

- 原産品申告明細書とは、産品が原産性の基準を満たすことを説明するもの。
- 以下の場合には、提出を原則として省略可能。
 - ① 文書による事前教示を取得している場合（輸入(納税)申告書の所定の欄に登録番号を記載する。）
 - ② インボイス等の関係書類により、日英EPA上の「完全に得られ、又は生産される産品」であることが確認できる場合（輸入(納税)申告書の所定の欄に「EPA WO」と記載する。）
 - ③ 課税価格の総額が20万円以下の場合

産品が原産性の基準を満たすことの説明（英国協定）

作成日： 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。）

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

（様式見本）

3. 作成者
氏名又は名称： _____
住所又は居所： _____

（代理人が作成した場合）
氏名又は名称： _____
住所又は居所： _____

（1）記載事項

- 原産品申告明細書の作成日
- 仕入書の番号及び発行日
（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載）
- 産品が原産性の基準を満たすことの説明
- 説明（資料）作成者の情報

（2）様式、使用言語

- 様式は任意
- 日本語又は英語により作成

様式は任意

Ⅱ－５ 原産品であることに係る追加的な説明（資料）（第3・16条3）

関係書類（提出書類③）

原産品申告明細書（提出書類②）で説明した内容を確認できる書類（契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）を提出する。

（例）12頁 EU拡張累積を適用したトマトケチャップ（HS第2103.20号）の場合



日英EPA PSR HS第2103.20号 =CC（第07.02項及び第20.02項の材料からの変更を除く。）

- ▶ トマトケチャップが英国で製造されたことを確認できる資料
例：製造工程表
- ▶ トマトケチャップの全材料とそのHS番号が確認できる資料（第7類、第20類以外の材料のHS番号は2桁でよい）
例：材料一覧表
- ▶ トマト缶（HS第20.02項）について、EU拡張累積が適用可能なEU原産品であることを示す資料

ここに記載されている資料は一例です。

日英EPA PSR HS第20.02項 =

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。



- トマト缶がEU（※）で製造されたことを確認できるもの
例：トマト缶製造者による製造工程表
- 材料のうちHS第7類（トマト等）の栽培・収穫場所がEU（※）であることがわかるもの
例：トマトの生産者情報



（※）日EU・EPAのEU側の地理的適用範囲（セウタ・メリヤ除く）

Ⅱ－５ 原産品であることに係る追加的な説明（資料）（第3・16条3）

輸出者自己申告の手続簡素化措置

原産品であることに係る追加的な説明（資料）が提供できない場合、日EU・EPAと同様に、下記のNACCSコードを入力することで、当該資料の提出を省略することができる。

（注） 輸出者（生産者を含む）による自己申告の場合のみの取扱い

NACCS画面

原産性を明らかにする書類が提出できない場合、

① NACCSの原産地証明書識別コード（4桁）の3桁目に下記コードを入力

	区分
Q	製造者（生産者）による原産品申告書 （原産性に関する情報が提供できない場合）
F	輸出者による原産品申告書 （原産性に関する情報が提供できない場合）

② 原産品申告明細書の提出を省略

原産地* ** - GBF*

輸入令別表

課税価格

Q 又はF を入力

産品が原産性の基準を満たすことの説明（英国協定）

作成日： 年 月 日

- 仕入書の番号及び発行日（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。）
- 産品が原産性の基準を満たすことの説明

提出省略

貨物が第三国を経由する場合に提出が必要な書類 運送要件証明書

- 貨物が英国から輸出された後、第三国を経由する場合は、積送基準（※）が守られ、貨物が原産性を失っていないことを証する書類（＝運送要件証明書）を、輸入申告時に日本税関に提出する必要がある。

（※）日英EPAの積送基準 = 第3・10条 変更の禁止（17頁）

- 運送要件証明書の例

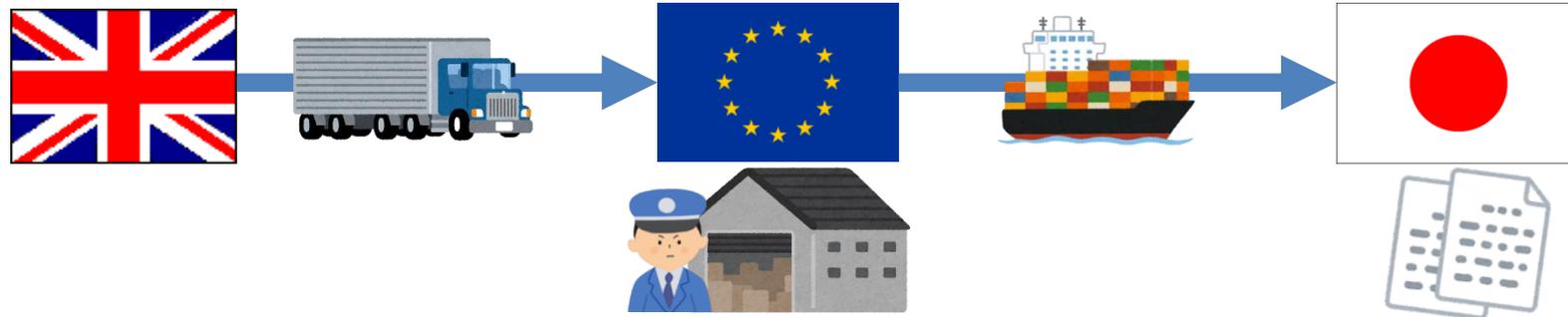
- 通し船荷証券の写し、
- 税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
- その他税関長が適当と認める書類

例：英国から第三国、第三国から日本への運送関係関連書類（船荷証券等）

第三国で新たな加工がなされていないことを証明するための倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類
税関管理下の保税地域への搬出入記録の写し等の提出

- 課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略可能。

EUで貨物を蔵置する場合も対象です。



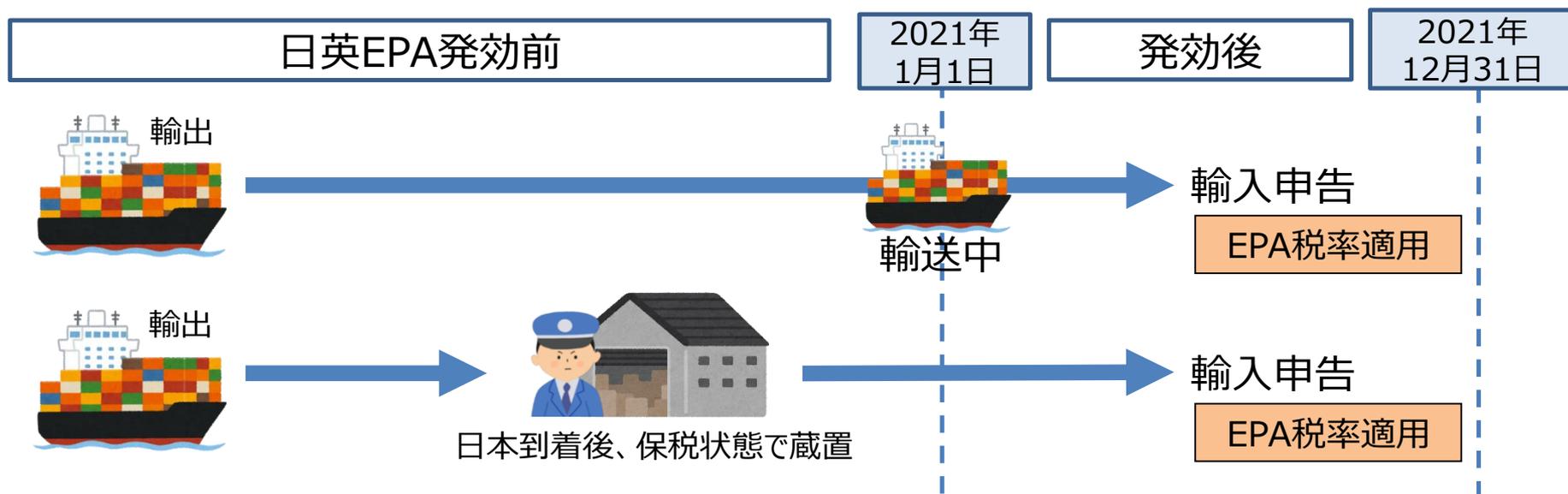
輸送中の産品又は蔵置されている産品についての経過規定（第3・28条）

日英EPAの規定を満たす産品については、

- ・ 協定発効日に、輸出締約国から輸入締約国に輸送中の貨物
- ・ 協定発効日の前に既に輸入締約国に到着し、発効日に保税地域に蔵置されている貨物

については、日英EPA税率の適用が可能。

ただし、協定発効日（2021年1月1日）から12箇月以内に輸入申告をする必要があるので注意。



日英EPA発効前の蔵入承認（IS）時に日EU・EPAの原産品申告書を税関に提出した場合であっても、日英EPA税率適用要求のためには、協定発効後のISW時に日英EPAの原産品申告書を税関に提出する必要があります。

I. 日英EPAの原産地規則

II. 輸入通関時の手続

III. 事後確認

IV. よくあるご質問

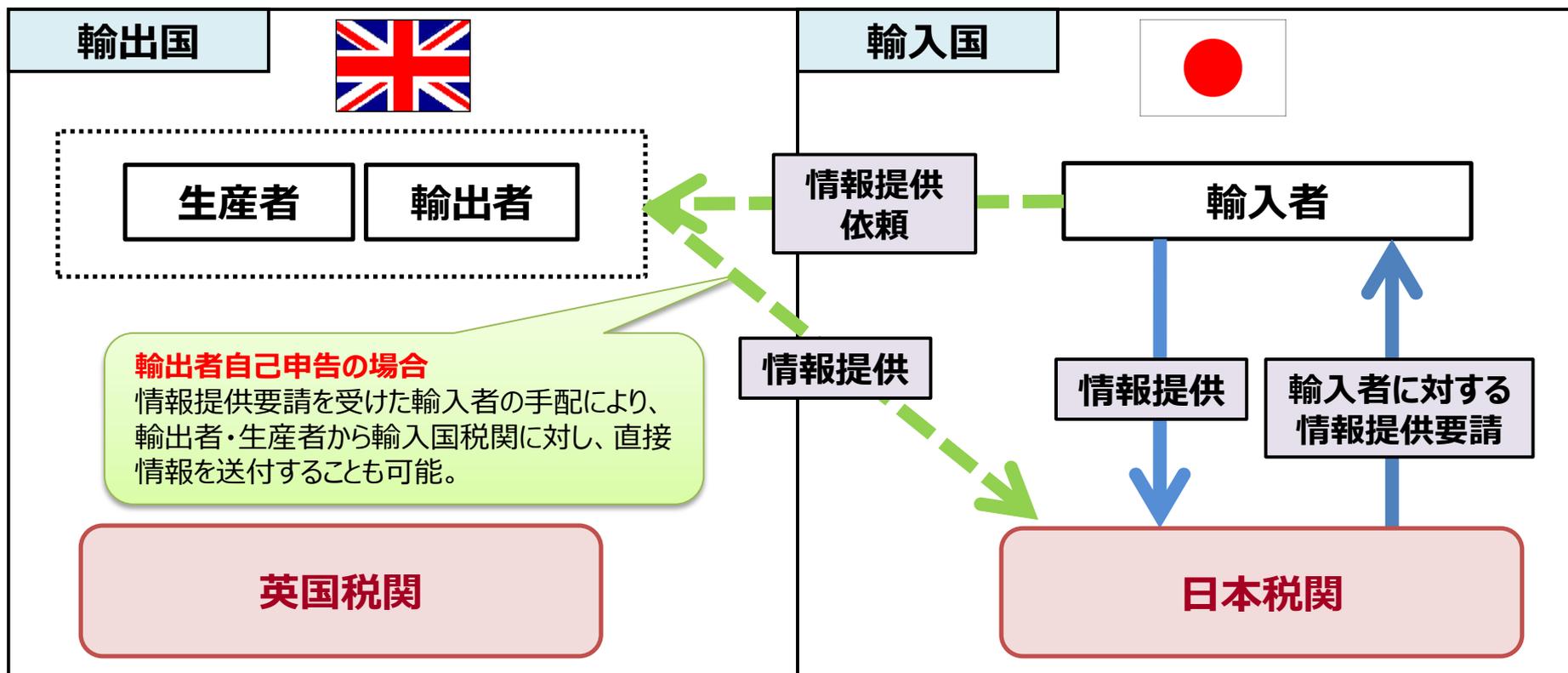
Ⅲ. 事後確認 本日の説明項目

日英EPA 第3章 第B節 原産地手続のうち、
原産品に対する事後確認についてご説明します。

- Ⅲ-1 輸入者に対する事後確認（第3・21条）
- Ⅲ-2 輸出者・生産者に対する事後確認（第3・22条）
- Ⅱ-3. 日本における輸入者・輸出者・生産者の書類保存義務

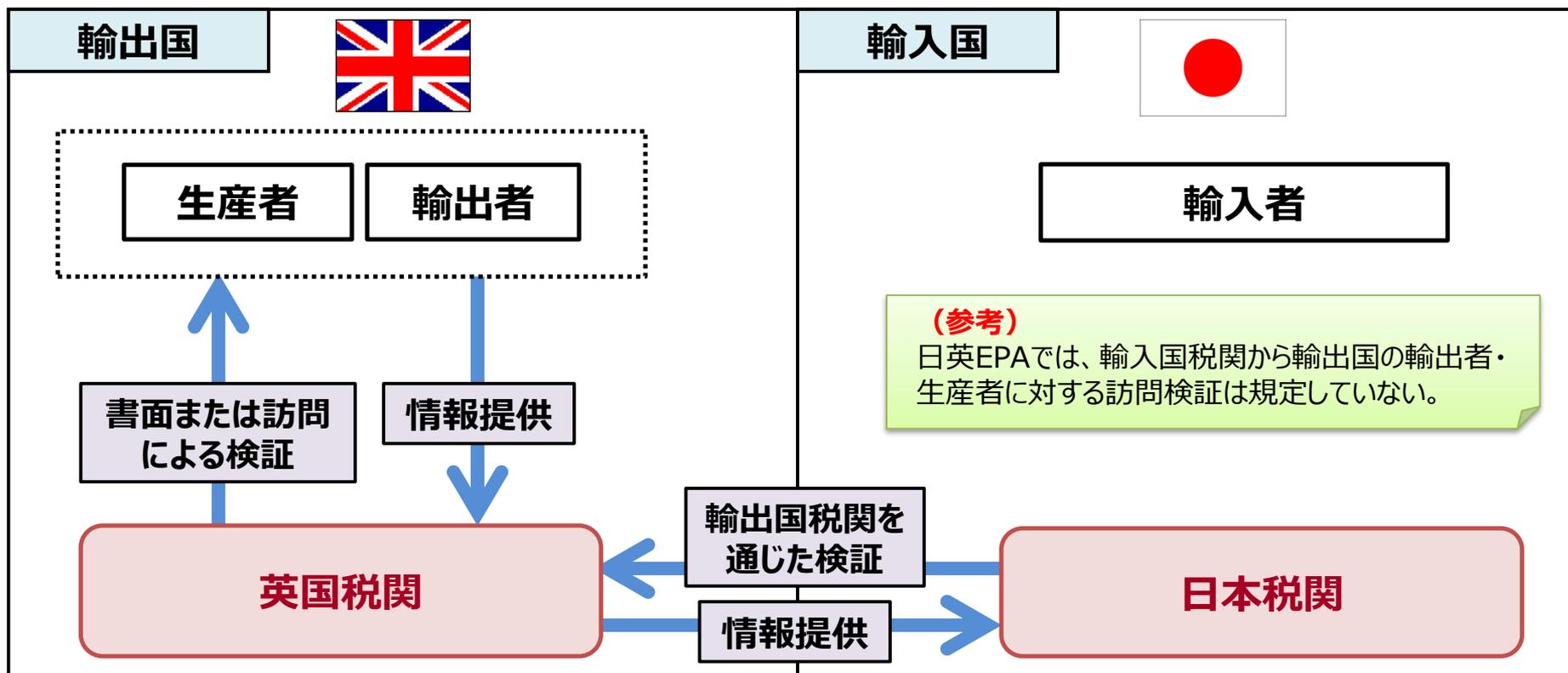
Ⅲ-1 輸入者に対する事後確認（第3・21条）

- 輸入国税関は、自国に輸入された産品が協定上の原産品であるかどうか又は協定に定めるその他の要件を満たすかどうかを確認するため、特惠待遇の要求を行った**輸入者**に対して情報の提供を求めることができる（＝第3・21条「原産品であるかどうかについての確認」）。
- 輸入国税関が輸入者に求める情報の例
 - ・ 原産性の基準が「完全に得られるものであること」の場合： 収穫、採掘、漁ろう、生産された場所
 - ・ 原産性の基準が「非原産材料の最大限の割合の基準」の場合： 産品の価額及び生産に使用された非原産材料の価額
 - ・ 原産性の基準が「関税分類の変更の基準」の場合： 材料の一覧表と全ての非原産材料のHS番号
 - ・ 材料が原産材料であるとする場合： 当該材料が協定上の原産品であることを示す情報
- 輸入国税関は輸入者が回答しない場合、又は提供する情報が原産品であることを確認するために十分でない場合（輸入者自己申告の場合）、特惠税率の適用を否認することができる（第3・24条）。



Ⅲ-2 輸出者・生産者に対する事後確認（第3・22条）

- EPA税率の適用要求が**輸出者自己申告に基づくものである場合**、輸入国税関は、輸入者に対する事後確認の後で追加の情報が必要と認める場合は、**輸出国税関に対して**情報の提供を求めることができる。
- 輸出国税関は、自国の法令に従い、**輸出者（生産者を含む）に対して**、情報の提供要請又は輸出者（生産者を含む）の施設訪問による検証を行うことができる。
- 輸入国税関は、輸出者（生産者を含む）が輸出国税関に提供した情報が、原産品であることを確認するために十分でない等の場合、特惠税率の適用を否認することができる（第3・24条）。

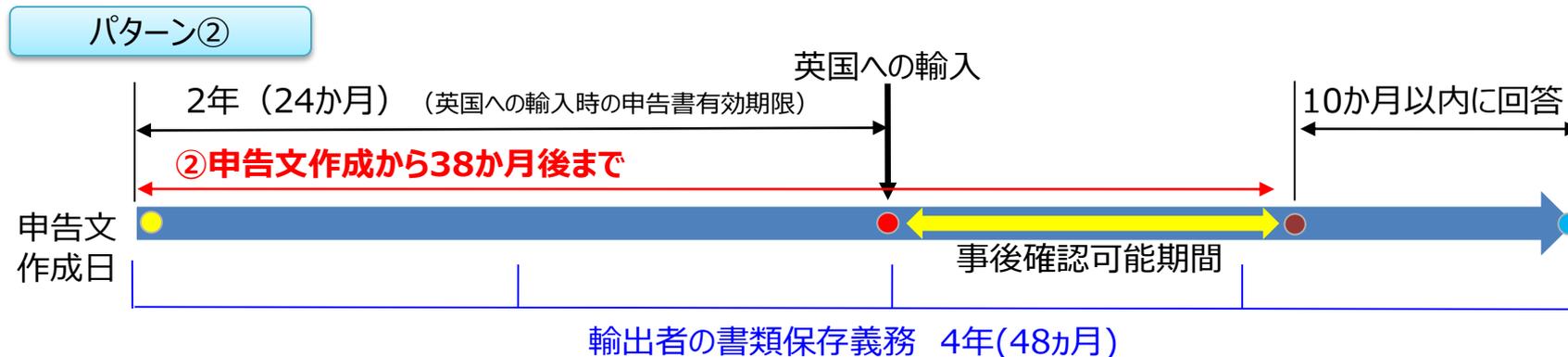
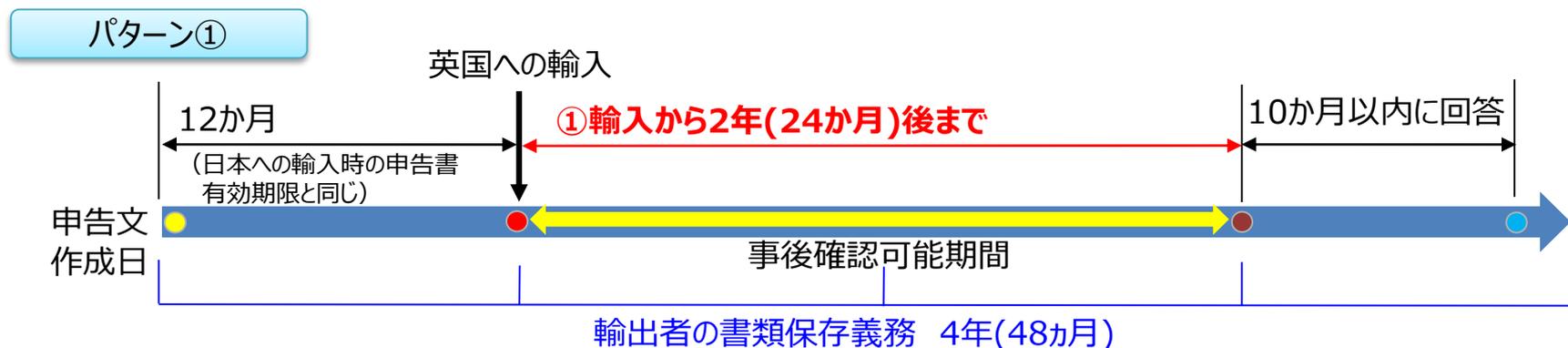


Ⅲ-2 輸出者・生産者に対する事後確認（第3・22条）

輸出者・生産者に対する事後確認の実施期限

日本への輸入	輸入から2年（日EU・EPAと同じ）。
英国への輸入	輸入から2年又は原産地に関する申告の作成日から38か月のいずれか早い日まで。

英国における、輸出者（生産者を含む）が作成する原産品申告書の有効期間変更（24頁）に伴い変更された。英国税関による日本の輸出者・生産者に対する事後確認実施期限は、以下の①又は②のいずれか早い方まで。



Ⅲ-3 日本における輸入者・輸出者・生産者の書類保存義務

協定上の記録の保管に関する義務（第3.19条）及び国内法令により、日本においては以下の書類保存義務が課せられる。

輸入者 の保存義務	輸入の許可の日の翌日から 5年間 、以下の書類を保存。 ただし、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。
	<ul style="list-style-type: none">➤ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、その申告書面及び（輸出者・生産者から提供を受けているときは）原産品であることに係る追加的な資料。➤ 輸入者自己申告の場合は、産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録。
輸出者（生産者を含む） の保存義務	輸出者自己申告の場合、作成の日から 4年間 、以下の書類を保管。
	<ul style="list-style-type: none">➤ 申告書面の写し➤ 産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録。



I. 日英EPAの原産地規則

II. 輸入通関時の手続

III. 事後確認

IV. よくあるご質問

日英EPA よくあるご質問

Q. 輸出者自己申告制度において、申告文を作成できるのは輸出者のみで、生産者は対象外でしょうか。

A. 輸出者自己申告制度は生産者も対象となります。協定上、「輸出者」とは輸出者及び生産者を指します。

Q. 輸出者自己申告の附属書3-Eに定められている原産地に関する申告文について、日本または英国に所在する者が作成するということですが、インボイスが他国で発行される場合、申告文中の輸出者名が日本又は英国に所在する者であればよいのでしょうか。または、メーカーズインボイスのような形で、日本又は英国に所在する者が発行した商業上の文書を別途取り寄せる必要があるのでしょうか。

A. 協定上、原産地に関する申告文の作成者は締約国に所在する者であることが求められます。第三国インボイスは通常第三国に所在する売手から直接輸入者（買手）に送付されるものなので、第三国インボイス上に申告文を書くことは想定されておりません。第三国インボイスが発行される場合は、締約国の生産者が作成するメーカーズインボイス等、第三国インボイス以外の商業上の文書上に原産地に関する申告文を記載する等してください。

Q. EU拡張累積を適用する場合にどのような書類を準備すればよいでしょうか。

A. EU拡張累積を適用する際の実原産性に関する追加的な説明資料は、日EU・EPAを適用する際にEU域内の原産品であることを証明するために必要な書類、あるいは二国間の累積規定で他の締約国の原産品であることを証明するために必要な書類と、同程度のものをご準備いただければ結構です。ただし、EUの原産材料・生産行為か否かの判断は、日EU・EPAではなく日英EPAの原産地規則を適用しますのでご注意ください（12頁参照）。

日英EPA よくあるご質問

Q. 附属書3-Dに掲げる情報の資料は、原産品であることに係る追加的な説明（資料）に含まれるのでしょうか。また、輸入申告時に提出する必要があるのでしょうか。

A. 附属書3-Dに掲げる情報を得ておくことについては、協定上は輸出者自己申告に係る生産行為の累積についてのみ規定されていますが、それ以外の場合においても、原産品申告書を作成する者は、累積する材料の原産性に関して明らかにできる情報を材料の供給者から入手しておく必要があります。また、輸入申告時には、税関に対し、原則として当該情報を踏まえた産品の原産性を明らかにできる書類をご提出いただく必要があります。

Q. 同一商品で複数回の輸送があり、輸出者・生産者による自己申告文をインボイスの別添とすることを検討しています。インボイスナンバーは都度発番され、予め1つの文書に一定期間分を記載することが困難ですが、別添とした自己申告文に全てのインボイスナンバーを記載しなければならないのでしょうか。また、輸入者の自己申告は包括的な期間の証明ができるのでしょうか。

A. 同一商品の複数回輸送の場合は、当該複数の申告用インボイスに共通して記載される「品名」「アイテムナンバー」「契約番号」等を自己申告文に記載し、それぞれのインボイスと突合できるようにしてください。また、包括的な期間の証明は、輸入者の自己申告においても可能です。詳しくは税関HP原産地ポータルに掲載されている資料「日EU・EPA自己申告制度について～手続簡略化～」の33頁をご参照ください。

→ **その他のFAQは、税関ホームページ 原産地規則ポータルに掲載しています（46頁参照）。**



各種ご案内



【輸入面】事前教示制度を御利用ください



- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、EPA税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

英国で生産された製品にかかる日EU・EPAの事前教示回答書は無効となります。
交付した税関の原産地規則担当部門へご相談ください。

各税関原産地規則担当部門連絡先

事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部門 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

【輸出面】英国税関当局から日本税関への情報提供要請について

日本から輸出されEPA税率を適用して英国側に輸入された貨物の原産性について、英国税関当局が事後確認（検証）を行う場合、まずは英国側輸入者に対して情報の提供が要求されます。

その後、輸出者自己申告の場合で追加の情報が必要であると判断されたときは、日本税関に対して協力要請が行われることとなります。

日本税関は、英国税関当局からの要請に基づき、原産地に関する申告文を作成した日本の輸出者・生産者に対し、貨物の原産品としての資格を確認するための情報の提供を求めます。

➤ 事後確認の方法

英国税関当局の要請を受けた日本税関が、書面又は訪問により実施します。実施時の書面に情報提供要請対象の貨物及び確認内容が記載されます。

➤ 情報の提供

情報提供要請対象の貨物が日本の原産品であるか否かを確認するため、生産に係る説明及び証明資料（契約書、仕入書、材料表、製造工程表など）の提出を求めます。

➤ 回答期限

協定上、輸出国税関（日本税関）は、英国税関当局からの要請から10箇月以内に回答を行う必要があります。

【輸出面】英国税関当局から日本税関への情報提供要請について

➤ 根拠法令

- 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律112号）
主な関連規定：書類の保存（第5条）、資料の提出及び立入検査等（第7条）、
罰則（第11～13条）
- 日英EPA
主な関連規定：運用上の協力（第3・22条）、関税上の特惠待遇の否認（第3・24条）

➤ 事後確認の結果

提出された情報及び回答書を基に、日本税関において貨物が原産品かどうかについての意見を作成し、英国税関当局へ提供します。ただし、原産品か否かの最終的な判断は英国税関当局が行います。

日本税関の回答等により、英国税関当局が当該貨物について日本の原産品であることを確認できた場合には、英国税関当局においてEPA税率の適用が是認されます。

一方、期限内に回答をしない場合や、提供された情報が原産品であることを確認するために十分でない場合には、英国税関当局により、EPA税率の適用が否認されることがあります。

自己申告制度に係る輸出貨物に対する事後確認についてのお問い合わせは、
下記へお願いいたします。

担当部門	メールアドレス
財務省・税関 EPA原産地センター (東京税関総括原産地調査官)	epa-roo-center2@customs.go.jp

【輸出面】EPA自己申告制度を利用した日本からの輸出に関する相談



EPA原産地センターでは、EPAの自己申告制度を利用した**日本からの輸出**についての相談対応を行っています（対面又はメール）。※ オンラインも応相談

➤ 相談内容

日豪EPA、TPP11、日EU・EPA、**日英EPA**に係る自己申告制度を利用した**輸出申告**に係るもの

- (例)
- ・ 輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる原産品となるか。
 - ・ 輸出をする際に自己申告書を作成したいが、どのように作成すればよいか。
 - ・ 相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけばよいか。

➤ ご利用方法（対象：日本から貨物を輸出し、EPAの自己申告を行う輸出者及び生産者）

次の事項をご記載いただき、下に記載の「相談受付メールアドレス」宛にご送付ください。

- (1) ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）
- (2) 相談したい内容
- (3) 相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）



➤ 担当

財務省税関 EPA原産地センター

住所：東京都港区海岸2-7-68

電話：03-3456-2171（※）

相談受付メールアドレス：epa-roo-center2@customs.go.jp

（※）お電話でのご相談受付は承っておりませんので、**まずはメールでのご連絡をお願いいたします。**

税関ホームページ 原産地規則ポータル

原産地関連情報を、税関ホームページの「原産地規則ポータル」に掲載しています。
ご利用ください。

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>)
右上のバナーをクリック



このページの本文へ > [English](#)

 原産地規則ポータル

文字サイズ [+ 大きく](#) [元に戻す](#) [- 小さく](#) [検索](#)

日英EPAの情報も掲載しています。
・オンライン説明会の動画
・発効前説明会資料
・FAQ

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して
原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

■ 新着情報

- 01月14日 [日英EPA発効前説明会のFAQを更新しました](#)
- 01月04日 [日英EPAの発効について](#)
- 12月28日 [自己申告に係る原産品申告書及び原産品申告明細書における押印及び署名の廃止について](#)
- 12月14日 [「日英包括的経済連携協定の品目別原産地規則一覧」を掲載しました](#)

[過去の新着情報一覧へ](#)

